

清末江蘇省の義倉

—蘇州の豊備義倉の場合—

山名弘史

目次

- はじめ
- 一、義倉紳董
- 二、平糶局と粥局
- 三、積穀銀の設置とその転用
　　おわりに

はじめに

中国の清朝末期道光年間から中華民国のはじめにかけて、江蘇省の省都蘇州に豊備義倉という義倉があつた。本稿は、この義倉の記録『長元吳豐備義倉全案』⁽¹⁾とその『統編』および『三統編』の検討を通じて、清末の一義倉とそれをとりまく社会関係の一面を解明することを目的とするものである。

豊備義倉については、既に故村松祐次氏が「清代の義倉」⁽²⁾の中、右の『三統編』と民国『吳縣志』とをもとに論じておられる。しかし、私は氏の見ておられない『長元吳豊備義倉全案』と、その『統編』とを披見することができ、また、私の問題関心も村松氏のそれと異なるので、ここに更めて取り上げるものである。

蘇州の豊備義倉は、道光十五年（一八三五年）、時の江蘇巡撫林則徐の手によって創立された。⁽³⁾これが太平天国の戦乱によって焼けたのち、同治五年（一八六六年）に、馮桂芬と潘遵祁とによって再建された。『長元吳豊備義倉全案』は、この再建時から光緒五年（一八七九年）半ばまでの記録を收め、^{『統編』は光緒四年から光緒二十五年（一八九九年）までの記録を收め、}三統編はその後を継いでいる。三編すべての編目を左に示そう。

長元吳豊備義倉全案

序。義倉全図。碑記。卷首、創始原委。卷一、重整規則、書吏定費附。卷二、田額実数、補置田額、剔除田額附。卷三、建造倉廩。卷四、収租章程。卷五、積穀章程、文廟穀捐附。卷六、發當章程、書院存款附。卷七、典守章程、三廩錢穀附。卷八、協濟粥廠、奉文推広附。卷末、識餘。

同、三統編

義倉全図、第四図統絵。卷首、創始興復原委。卷一、前編補遺、交代事附。卷二、添置田畝、添造倉廩。卷三、収租。卷四、積穀、存当、寄存藩庫。卷五、協貼飯粥局、発賑、平糶。卷六、報銷。卷末、識餘。

同、三統編

卷首。卷一、接管倉務。卷二、添築倉廩。卷三、採辦積穀。卷四、徵収佃租。卷五、領存商息。卷六、協濟粥廠。卷

七、賑卹機戸。卷八、歴届平糶。卷九、撥借各項。卷十、寄庫存款。卷十一、收支息餘。卷十二、造冊報銷。卷末。『豊備義倉全案』は『三統編』まで合せると大部なものであり、いまこれらに収められた記録を逐一紹介し検討することはできない。そこで村松氏の論文をふまえながら、これらの記録の中からいくつかの問題を採り上げ、それによつて豊備義倉の果した役割の一端を示そうと思う。

一、義倉紳董

再建された豊備義倉には紳衿身分を持つ者がその責任者に任命されている。これは義倉紳董と呼ばれる。同治五年（一八六六年）から光緒四年（一八七八年）までは潘遵祁、光緒四年十一月から光緒二十五年（一八九九年）までは吳大根、光緒二十五年からは潘祖謙、張履謙、吳景萱の三名が義倉紳董となつてゐる。なお、吳景萱の死によつて、光緒三十一年（一九〇五年）四月から後は潘、張の二名のみとなつた。

豊備義倉に対して、布政使司からは、義倉田の収租、義倉と布政使司との間の銀錢の授受、義倉穀の購入といった用件の度毎に委員が派遣され、義倉紳董と合議の上で事を運ぶことになつてゐた。これには主として候補知県、候補県丞、試用知県といった資格を持つ者が当てられてゐる。これらは義倉紳董と異なり、ほとんど用件、年度ごとに替つてゐる。彼らは布政使の幕下にある者であろう。

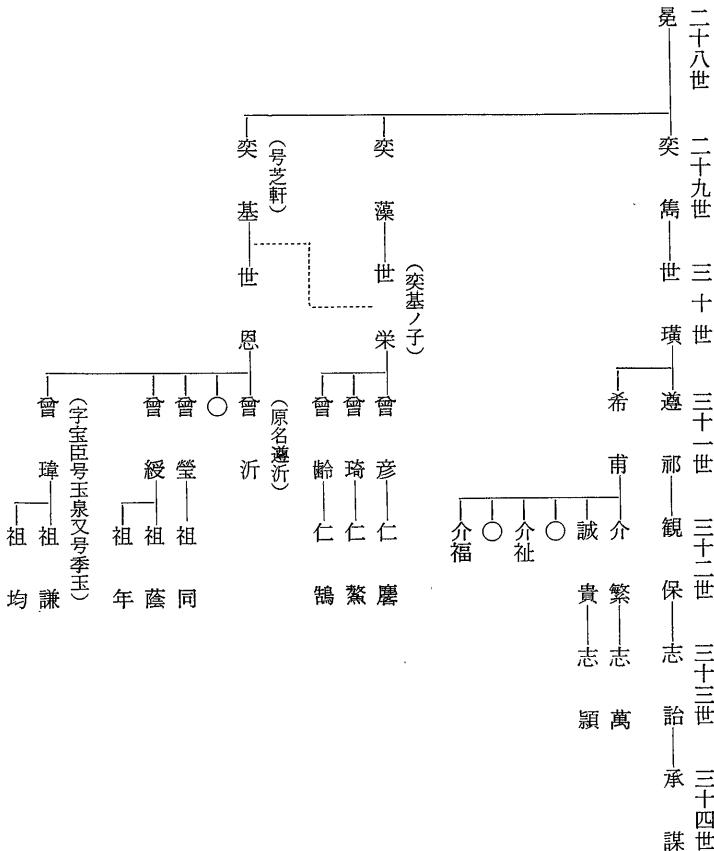
このような義倉紳董と布政使司派遣の委員との合議による管理体制は「官紳会辦」と呼ばれた。豊備義倉における「官紳会辦」は同治年間に於ける再建當時から始まつたものである。道光十五年（一八三五年）に創建された時

は、専ら、官が管理していたのであり、これは「官辦」と呼ばれた。同治の再建に伴なつて「官辦」から「官紳会辦」へと変つたことは、この「再建」が、単に従来のものを復興したものではなく、質的な変化を含んだ「再建」であったことを示している。⁽⁴⁾

このほか、平羅など、大規模な活動に際しては、蘇州の紳衿身分を有する者が義倉紳董と共に事に当ることがあつた。

義倉紳董のうち、潘遵祁と潘祖謙とは伯父と甥の関係にある。この潘氏は出身地（安徽斂縣大阜村。県治の東、三十四都にあり）の名をとつて大阜潘氏と称し、蘇州で有力な家柄であり、舉人、進士を多数輩出している。この一族は、創建以来、豊備義倉に関係が深く、その関係は豊備義倉の成り立ちの一面向を示していると思われる。潘氏は、康熙年間、始祖から数えて二十五世の景文の代に、吳縣に居を移したが、商籍をもつて浙江に寄籍し、潘景文は杭州府の歲貢生となつてゐる。また、俞樾の撰した『潘氏奉思錄序』（『春在堂全集』所収、春在堂雜文三編、卷三）にも、「其（＝景文）祖筠友公（＝仲蘭）、以浙隣起家、往來吳皖」とあることから見ると、潘氏はかの徽州商人の出に属すると言つてよいであろう。景文の子は九派に分れ、長子の兆鼎（号敷九）は杭州府錢塘縣の歲貢生となつてゐる。兆鼎の曾孫の奕雋（彼の代に吳縣に移籍）、その弟の奕藻、奕雋の甥の世恩は、乾隆年間にともに進士となり、合せて三潘と称せられたといふ。⁽⁵⁾ ここに至つて潘氏は蘇州で極めて有力な一族となつたようである。いま系譜の抜粋を示せば、表Iの如くである。⁽⁶⁾ このうち、蘇州の豊備義倉の再建者の一人であつた潘遵祁については、その族譜である『大阜潘氏支譜』に歴穢の撰した伝があり、その中に次のような一節が見える。⁽⁷⁾

表 I



君（＝遵祁）承祖命父命、与補請於從父文恭公（＝世恩）建立之君（＝希甫）謀、捐田千畝、松鱗義莊、（中略）、〔咸豐〕十年蘇城陷、避居滬上、（中略）、同治二年克復蘇城、君返、（中略）、當是時、江蘇大吏咸以善後事諮詢於君、君曰、修建文廟其尤要也、（中略）、君又曰、豐備倉亦要務也、初林文忠公之撫蘇主之、至是乃請於郭中丞柏蔭、用朱子官紳共主之議、變通旧法、度地於元邑正三下凶、建倉儲穀、其餘錢則貸之質庫而納其息、光緒二年江北大旱、饑民渡江就食、

詔發蘇州豐備倉穀及銀各十之三、以備賑濟。凡發穀一萬三千石、錢一萬四千緡、全活無算、大吏於收復蘇城時、錄君前勞、請加獎叙、有旨賞翰林院侍讀銜、及義倉之建、君在咸豐時、曾捐田千八百畝、亦議追錄之、君悉以移獎族姪、惟輯義倉全案八卷、以存掌故、

すなわち、遵祁は弟の希甫とともに、一族中の貧窮者を救濟するため、田千畝を寄捐して松鱗義莊を創設している。これは、豊備義倉の創設に後れること一年、道光十六年（一八三六年）のことである。⁽⁸⁾ そして遵祁は希甫とともに松鱗義莊の掌莊となつている。⁽⁹⁾ その後、彼は、太平天国の戦乱のため上海に難を避け、戦後蘇州に戻り、復興事業に力を尽し、その一環として、豊備義倉の再建に従事した。光緒二年（一八七六年）の江北の大旱に、義倉紳董として賑災のために豊備義倉の穀や錢を出した功によつて翰林院侍讀の銜（待遇）を受けられている。⁽¹⁰⁾ これより先、咸豐年間に田千八百畝を豊備義倉に寄捐していたが、これに対し授けられた獎をことごとく族姪に移し、みずからはただ『豊備義倉全案』八巻を輯するのみであった、という。

ところで、「獎を族姪に移す」とは、どのようなことを言つてゐるのであらうか。いまこれを『豊備義倉全案』に照して見てみよう。咸豐初年に豊備義倉に田地を寄捐した功をもつて、光緒五年、吏部が寄捐者たちに獎叙を行なうことを上奏した中に、⁽¹¹⁾ 寄捐者として潘介福、潘介祉、潘志萬、潘志頴の名が見える。この四人は系譜によつて判明するとおり、遵祁に極めて近縁の者である。『全案』によれば、潘介祉が一万一〇〇両以上、他の三人はいずれも八千両以上を寄捐している。これはそれぞれ田一畝を銀一〇両に換算したものである。⁽¹²⁾ この率によつて逆算すると、四人合計で千七百一千八百畝を寄捐したことになる。これこそ『大阜潘氏支譜』において遵祁が寄捐したと

云う千八百畝に他ならないであろう。したがつて、次のようなことが推測される。

道光十六年（一八三六年）から松鱗義莊の掌莊として一族を代表する立場にあつた潘遵祁は、咸豐年間に、自己の責任において千八百畝を豊備義倉に寄捐していた。蘇州に豊備義倉が再建された後、以前に田を寄捐した功をもつて奨叙が行なわれた際に、遵祁は千八百畝を一族の者の名義に割り振つて、それぞれ位階称号が受けられるようとした。以上のようなことが実情なのではなかろうか。この時点における豊備義倉の義倉田は総計一万四千九百畝である。⁽¹³⁾ 潘氏一族の寄捐分である千八百畝は、義倉田全体の約八分の一を占めていたことになる。

ところで、この千八百畝は、潘氏一族の共有地（族田）であつたのだろうか。それとも潘遵祁一人あるいは潘氏一族中のなにがしかの者の所有にかかる土地であつたのだろうか。いまそれを直接に確定する材料はない。ただ、潘氏一族の共有地として松鱗義莊田がある。松鱗義莊田のうち、道光末年までのものと、豊備義倉田のうち、咸豐元年以降のものとを対照すると、次のようになる。⁽¹⁴⁾

（一）都・図を同じくする地片がある。

（二）両者とも長洲・元和・吳の三県の範囲内に限つて散在している。

（三）さらに坪をも同じくする地片がある。しかし、面積の同じ地片がないことから見ると——豊備義倉田の方は

坪の番号が示されていないので、断定はできないが——両者同一の地片があるとは考えられない。

したがつて、豊備義倉に寄捐されたのは、松鱗義莊田中の田地ではなく、潘遵祁ないしは潘氏の族人の個人所有にかかるものであったと言つてよいであろう。

潘氏一族の田が豊備義倉に寄捐された後、どのような形で管理されたかについては、後考に俟つとして、少なくとも次のようなことは言えるであろう。すなわち、義倉への大口寄捐者であった潘氏一族の代表者＝潘遵祁が義倉紳董となつたことによつて、そのような政治的・社会的な官への寄与を背景として、寄捐した田以外の潘氏一族の私有田の管理についても、潘氏は種々の便宜が得られるようになつたであろう。

豊備義倉と潘氏との関係はこれに止まらない。のちさらに、遵祁の甥である祖謙は、呉大根のあとを繼いで義倉紳董となつてゐる。

光緒末年の頃、祖謙が錢業公所の責任者であつたことは、村松氏の論文にすでに明らかであるが、⁽¹⁶⁾祖謙に関する記録によれば「典當公所紳董潘」⁽¹⁷⁾とあり、同じく光緒三十二年（一九〇六年）の記録⁽¹⁸⁾には「紳・歷年董理典當公所、經手存放公款」とあつて、遅くとも光緒十三年から祖謙が典當公所の紳董であつたことも知られる。祖謙が他の二人とともに呉大根に繼いで義倉紳董となつたのは、光緒二十五年からであるが、彼はそれ以前から典當公所の責任者であつたのである。⁽¹⁹⁾ここで一步を進めて推測すると、典當公所を取りしきるほど有力であつた潘祖謙が、再建者潘遵祁の一族といふ縁もあつて、豊備義倉の董事になつたということも考えられる。

なお、呉大根については、その伝を詳らかにしないが、民国『呉縣志』卷三十一、公署四、義莊附、呉崇德義莊の条に、

光緒五年員外郎銜分部主事呉大根、偕弟河南彰衛懷兵備道大澂、翰林院庶吉士大衡、承其祖經望、父立綱遺志、剏建、

とあって、政治家、金石文の研究家として有名な吳大澂の兄であったことが知られる。

吳景萱は吳大根とは別族である。光緒八年（一八八二年）刊および民国四年（一九一五年）続刊の『洞涇』吳氏図譜によると、彼は廷琛の孫、毓英の子で、道光十六年（一八三六年）の生れ。監生から工部主事都水司行走、廣東省の韶州府、潮州府等の知府を歴任し、光緒三十一年（一九〇五年）に卒している。彼の次子曾祐の妻は義倉紳董の一人張履謙の女である。一族中の著名な者に吳艾生、吳寶恕等がいる。後述する平羅局紳董のうち、吳韶生、吳曾祐は、それぞれ吳景萱の従兄弟、第三子である。

張履謙については、右に述べた吳景萱との関係のほかに、民国『吳縣志』卷三十一、義莊附、張氏義莊の条に、戸部山西司郎中張履謙、遵其父鑒培遺志、剏建、

とある以外は未詳である。

義倉紳董のうち、潘遵祁と吳大根とは、光緒七年（一八八一年）の「蘇紳公呈」に——殊に、潘遵祁はその筆頭に——名を連ねている。⁽²⁰⁾ そのことは彼等がいわゆる「蘇紳」中の有力者であったことを示していよう。

因みに、この「蘇紳公呈」は、いわゆる減租の問題その他に関し、鄉居の地主を推奨して城居の紳土地主を非難した長洲・元和・吳三県の知県の上申文の非を論じて、彼等在城の紳土地主の立場を巡撫・布政使・按察使・知府に訴えたものである。

右の「蘇紳公呈」には、彼等紳紳たちが、官僚的・社会的身分を取得した有力な紳戸として、地方行政権力との間に交渉をもつていた事情が窺われ、この「公呈」は、後述するいわゆる「官」と「民」との権力的一体化を考え

る上で、重要な史料であると言えよう。

ところで、長洲・元和・吳三県の地主の寄捐によって創められたとも言えるこの義倉は、制度上の表向き、どれほどの地域にその機能が及ぶことが期待されていたのであらうか。いまそれを、伝統的な意味で義倉本来の任務とされている平糶と粥賑とによって見てみよう。

二、平糶局と粥局

平糶とは、米穀を昂騰した市価より安く世間一般に売出すことであつて、義倉の行なう事業の重要なものであり、旧暦三月、四月ごろの端境期、いわゆる「青黄不接」の時期には、義倉によつて平糶の行なわれる例が多い。ここで、光緒末年から宣統年間に頻繁に行なわれるようになつた、豊備義倉の閥与する平糶を、『三統編』卷八、歴届平糶、によつて示すと、表IIのようになる。表中の場所は、すべて蘇州の城内か、城外の極く近傍である。

平糶局紳董は、豊備義倉紳董を中心とし、蘇州の有力者⁽²⁾をこれに加えて構成されている。この平糶には、豊備義倉穀に、後述する三邑倉の倉穀を加えた数の三割ないし五割が動かされている。これに、蘇州布政使が自由に動かせる穀ないしはそれに相当する銀がしばしば加えられる。表IIに記されている五回の平糶のうち、宣統二年（一九一〇年）の平糶には、布政使からの援助がどのように行なわれたかがよく示されていると思われる所以で、『三統編』卷八、所収の、豊備義倉紳董潘祖謙より布政使陸鍾璫宛の呈文の中から、これに関する記述を左に示そう。

呈、為購領漕米批解漕項請賜兌收事、本年四月初三日、准長元吳三縣照會、内開、奉憲台（＝布政使）札、案

表II

光緒二十八年五月

平江路豐備倉—潘祖謙、試院西定慧寺—吳景萱、東北街普福寺—張履謙、旧学前平江書院—陸鼎奎、衛道觀內—彭福孫、平橋羣白公祠—徐芬、新橋巷三邑倉—程璋、石塔頭卽孤局—尤先甲、桃花塢福田眷—程增瑞、

閨門外設—局在留園後永善局—吳韶生、胥門外胥台鄉—三邑倉兼查、

婁齊·葑三門外—豐備倉、普福寺、定慧寺三局分查、盤門外除馬路外—三邑倉帶查、

光緒三十二年五月

元妙觀內追租局—潘祖謙、平江路豐備倉—張履謙、試院前定慧寺—陸鼎奎、盤門新橋巷三邑倉—程璋、王洗馬巷春申君堂—陶治元、

閨門外設—局在留園後永善局—顧賢麟、

以下、平糶局の設置場所はほぼ光緒三十二年と同じなので平糶局紳董の名のみを挙げる。

光緒三十三年三月

潘祖謙、張履謙、吳曾祐、程璋、陶治元、顧賢麟、潘祖謙、彭麟保、徐芬、陶治元、孔昭晉、顧賢麟、米穀を「安く」採買し、それを蘇州で「無錫の市価より高く、蘇州奉撫憲札飭、奉准緩運新漕十萬石、速飭需米較急之区、由官督紳、備飭請領、設局平糶、按數分派等因到司、酌派長元吳紳、准此、嗣奉憲台面諭、此項漕米價洋每石四元九角、豐備倉應領之漕米二萬石、一俟領齊、即將該款逕行繳司、以省周折等因、奉此、紳當將三縣送到申文印領、派令司事、持赴無錫截漕平糶局胡守請領、就近碓臼、運回平糶、現在奉派之漕米二萬石、陸統領齊、所有應繳漕價、例洋九萬八千元、即於本月初三日當期、備具現洋、隨文批解、仰祈大公祖大人鑒核、飭庫兌收印掣回照備案、實為公便、

すなわち、江蘇巡撫は、中央に送るべき漕糧の納期を延ばし、十万石〔に相当する銀〕を蘇州布政司に回した。布政司では、そのうち長洲・元和・吳三県の分二万石〔に相当する銀九万八千元〕を、三県を通じて豊備義倉に貸与した。倉はこれをもって無錫で

の市価より安く」平糶し、得た代価の中から九万八千元を布政司に返還したのである。

これを見ると、豊備義倉は、長洲・元和・吳三県の平糶に関しては、布政使から三県への命令を一手に引受け、漕糧銀の回付を得て、これを実行していることがわかる。そして、その活動の及ぶ範囲は、さきに見たように、この三県内に限られている。一方、これを布政使の側から見ると、布政使は豊備義倉の組織を利用して、平糶のために漕糧を一時回転させていると言える。

次に粥賑（貧窮者への粥の施与）について見てみよう。

粥賑には、蘇州城内に粥局（粥廠とも言う）が設けられ、蘇州の紳衿身分を有する者が、粥局紳董として、その運営に当っていた。これには平糶局紳董にもその名を列ねている者が多く見られる。豊備義倉は、創建以来五年間、粥賑に対して、錢、穀とも供給せず、ようやく同治十年（一八七一年）以来、錢二千串を供していったが、同治十三年、（一八七四年）からこれを穀一千石に改めた。その理由は、年々積つてゆく旧穀を捌く方便として、この粥賑への供給を利用しようとするものであった。⁽²³⁾その後、更に再び錢をも加えてゆき、光緒二十五年（一八九九年）には、穀二千石と錢二千串とより成るに至つていた。⁽²⁴⁾

ところが、

省城粥局、向由豊備義倉錢穀並撥、自光緒二十六年分、經鄒紳福保等請、將穀一千石改折錢三千串、嗣後遂專撥錢文一項、

とあるように、光緒二十六年から、穀一千石を錢三千串に改め、合せて五千串を出すことになつた。それ以後、毎

⁽²⁵⁾

年五千串が供せられ、記録のある最後の年、民国元年（一九一二年）のみが一万串となつてゐる。

現穀をも併せて粥賑に出すことは、本来、これを利用して旧穀を出し、新穀に入れ易えること——これを推陳易

⁽²⁶⁾

新ないし推陳出新と呼んでいる——をも兼ねていたものであつて、倉にとつて必要な処置であるにもかかわらず、

ここに至つてすべて錢に替えられたのであつた。

再建された豊備義倉に於ては、同治六年（一八六七年）九月に定められた規条十六則の中に、

積穀宜推陳出新、凡遇推出後、即當趕緊補買、足數統歸、每年造冊時、一并報銷、
とあって、推陳出新を行なうべきことが規定されていた。
⁽²⁷⁾

しかし、この規定は励行されず、義倉業務の開始以来、同治十三年（一八七四年）まで八年間、一度も行なわれなかつた。⁽²⁸⁾これを打開するために、前述のように、同治十三年（一八七四年）から光緒二十五年（一八九九年）までは粥賑に現穀を供するようにしたのである。推陳易新には平糶の機会も利用された。光緒八年（一八八二年）、⁽²⁹⁾二十三年等の年にその記録がある。しかし、平糶は粥賑と異なり、大量の米穀を推陳易新すべき機会ではあるが、本来、米価騰貴のない限り、例年行なわれるものではないから、推陳易新のための確実な手段とはなり得ない。したがつて、毎年わずか二千石の粥賑のみが推陳易新の恒常的な手段であったが、それすら、光緒二十六年（一九〇〇年）には廢せられたのである。ところが、二年後にはこれに代つて、光緒二十八、三十二、三十三年、宣統二、三年と、頻繁に平糶が行なわれるようになる（表II参照）。それは何故であろうか。

推陳易新は、元来、現穀を長年月儲藏することから生ずる自然の損耗を防ぐために不可缺の処置であつた。しか

し、やがて、それを名として新旧の穀の入れ替えを盛んにし、その間に義倉が利潤を図るうとするようになる。⁽³¹⁾ そのような動きをうかがわせるものとして、豊備義倉とほぼ同じ時期に、江蘇省淮安府の清河県にあつた豊濟倉の例⁽³²⁾ を挙げよう。

豊濟倉においては、推陳易新に相当することを「出陳易新」とも呼んでいる。「豊濟倉章程」(案文)⁽³³⁾には、積穀宜以備經久也、五穀之中稻穀最能經久、小麦次之、荳穀雜糧、經年則蟲蛀霉酸、清江地土沙鬆、素不產稻、而民間又慣食米、似宜從俗儲穀七成雜糧三成、以三成之雜糧秋買春賣、餘利富倉、以七成之穀出陳易新、易新之法、与借貸收息無異、易滋流弊、惟有平糶一法、行於糧價昂貴之時、即寓推陳出新之意、如連歲豐收價賤、不售、設遇青黃不接糧價昂貴、出糶、一次酌量存六糶四、三年之内、新陳即可輪換一周、⁽³⁴⁾ として、倉穀の七割を占める稻のうち、その四割を出陳易新すべきことを擬して、⁽³⁴⁾ 一応「如し連歲豐収にして価賤ければ售らず」とはなつてゐるが、その一方で「三年の内、新陳即ち輪換一周すべし」と言つてゐるよう、⁽³⁴⁾ 青黃不接の時における穀価の昂騰が恒常化しているという事實を前提として、例年おこなわれるものとなつてゐる。豊濟倉においては、倉穀を出陳易新するのみでなく、さらに、光緒元年（一八七五年）の冬に、倉から漕運總督に次のようなことを願い出て許可された。⁽³⁵⁾ その願いとは、

迨來春青黃不接價昂時、計本出糶、緣清江素不產稻、浦民（＝清河県民）喜食好米、倉中出陳之米、不能煮粥、曾於冬臘月間買運倉稻、帶購粥米儲倉、春令出陳糶米、隨同搭元、既平市價、實便民食、
とあるように、出陳の米（すなわち古米）では、煮粥できない（従つて、販売に適しない）から、粥米（すなわち

煮粥できるような良質の米)を、例年の出陳易新に随同して売買したい、というものであった。これは、豊済倉が、出陳易新の名のもとに、実は出新易新を行なうことによって、倉本来の「出陳糶米」に伴なつて、もはや明白に営利的な活動を行なつていていたことを示している。

豊備義倉については、豊済倉のように新穀の売買を行なつたという記録はない。しかし、豊備義倉の倉穀の管理は、光緒二十六年以後、粥賑への供与によって消極的に損耗を防ぐという段階を離れて、むしろ頻繁に平糶を行ない、大量の倉穀を回転させることによつて利潤を図るという方向に向つたのではなかろうか。

ここで、「三邑〔總〕倉」と呼ばれるものについて少し触れておこう。これは豊備義倉に附置されていると言つてよいもので、正確には「長元吳三邑總倉」と呼ばれる。⁽³⁶⁾その起源は、豊備義倉が再建されて間もないころ、同治七年（一八六八年）に遡る。三県では、この年、漕糧の徵収とともに三県のための積穀分を徵収し、これを錢で豊備義倉に与えた⁽³⁷⁾。義倉はこの一部で穀を採買して豊備義倉に儲えた。このような備蓄方法は同治十二年（一八七三年）まで続いた。⁽³⁸⁾ついで、光緒四年（一八七八年）に専用の倉庫、すなわち三邑總倉を吳縣の常平倉の旧址に設けて、これに穀を貯えることにした。光緒七年（一八八一年）の完成時に儲えられた穀は七、五三三石であった。⁽⁴⁰⁾

三邑總倉は、名目上は三県の知県の管轄下にあつたが、豊備義倉紳董が三邑總倉紳董を兼任してその管理に当つていた。⁽⁴¹⁾三邑總倉の穀及び錢は、平糶や粥賑の際に豊備義倉の錢穀と合せて運用されたが、後述する息借商款などの際には、豊備義倉分とは別にして扱われた。⁽⁴²⁾

三邑總倉と、本来の豊備義倉とを比べると、前者が三県の管轄下にあるのに対し、後者は、むしろ、より直接に

蘇州布政使の指揮下にあったようである。

豊備義倉の備蓄は、現穀と、典當鋪に預けられた銀錢である「存典生息款」とを一本の柱としている。現穀の方は、さきに見てきたとおり、三県の救恤のために使われたが、銀錢の方は、必ずしも三県の救恤に限定して使われたわけではない。次に、その点を見てみよう。

三、積穀銀の設置とその転用

『二統編』卷五、領存商息に、光緒二十五年（一八九九年）九月十一日付で義倉紳董である張、潘、吳の三名が蘇州布政使陸元鼎に送った、次のような呈文が収められている。⁽⁴³⁾

呈、為請領息款祈賜核放事、竊查、豊備義倉曆奉前憲照会、以寄存司庫積穀款庫平銀壹萬陸千両、英洋壹拾萬元、合庫平銀陸萬柒千捌百両、一併帰入息借商款案内済餉、以陸萬柒千捌百両印・小票、暫存司庫、其息款留作局用、惟壹萬陸千両、照發小票五紙、按期分別發還本息銀両、嗣又奉文、以司庫收存積穀銀壹萬陸千両、借作商款、按期應還本銀、由司彙解商務局、転借公司撥用、仍照案每月柒釐起息、各等因、紳等查、積穀存款既經憲庫転解商務局、撥借公司銀壹萬陸千両、所有按月柒釐息款、業由前倉董吳紳大根具呈領、至上年十一月初十日止在案、其自十一月十一日起、至本年五月初十日止、計六個月應領前項息銀陸百柒拾貳両、理合繕具領結、備文呈請、仰祈大公祖大人電鑒、示期照數核放領回、實為公便、謹呈、

右の呈文に「以寄存司庫積穀款、……一併帰入息借商款案内済餉」とあるのは、次のような事情を述べているも

のである。

光緒十四年（一八八八年）四月に、蘇州布政使の命によつて、豊備義倉では存典款（典當鋪に預けた銀錢）の利息のうちから、制錢にして二万数千串、二両庫平足色紋銀に換銀して一万六千両を、布政司庫に預けることになつた。⁽⁴⁴⁾ このことは「寄存司庫」と呼ばれる。これは元来、江蘇巡撫の命により全省的規模で実施することが要請されていたものである。その目的は、救恤の必要に応じ即時に使えるようにするためであつたという。また、光緒一七年（一八九一年）三月には、豊備義倉は英洋⁽⁴⁵⁾二万元を布政司庫に預けさせられることになった。その目的も、

将来長元吳荒歉之歲、立時提用、

とあるように、義倉の本来の任務である三県の救恤に備えてのものであつた。⁽⁴⁶⁾ つづいて光緒十八年三月にも英洋二万元、光緒十九年二月と二十年一月にもそれぞれ英洋三万元を、豊備義倉から布政司庫に預けている。この間、光緒十八年に鎮江府の丹徒県および溧陽県の旱災を済うために、布政司は右の款目のうちから四万元を使つてゐる。この四万元は、截漕（漕糧からの賑濟へのふりかえ）や振捐（賑濟のための義捐）が集まるまでの臨時の貸出しであつた。⁽⁴⁷⁾ このようにして、光緒二十年（一八九四年）一月までに、合せて二両庫平銀一万六千両と、英洋十万元とが豊備義倉から布政司庫に預けられていた。このような銀は「寄存司庫積穀銀」と呼ばれている。救恤の需要に即時に用立てるためならば、各義倉に現銀として備えておけばよいはずなのだが、布政司庫に預けさせたのはなぜであろうか。それは、長洲・元和・吳の三県以外の県での賑濟に一時融資された例にも見られるように、救恤資金を、個々の府州県を超えて、布政使の管轄下にある地域全体に亘つて動かしうるようにするためであつたと考えられる。⁽⁴⁸⁾

しかしながら、このように布政司にブールされた資金は、単に義倉本来の任務である救恤にのみ使われるには止まらなかつた。いま、その点を、主として『続編』卷四に拠つて見てみよう。

光緒二十年（一八九四年）九月に、布政使は、豊備義倉の庫平銀一万六千両および英洋十万元の二種の款目を、日清戦争の戦費をまかぬ資金に回すこととした。⁽⁴⁹⁾ これは、さきに戸部が上奏して決定した措置の一環であつた。その措置とは、各省の布政司に付置した籌餉局から公債のようなものを発行し、一ヶ月七釐（〇・七パーセント）の利息を付け、地丁税・關稅をもつてその元利の償還にあてるというものであつた。それによつて募られた銀錢は「貯借商款」と呼ばれてゐる。江蘇省ではそれを次のようにしてまかなかつた。すなわち、各州府県の義倉および豊備義倉の備蓄である存典款の五割をもつて、この公債に応募した金額と見なし、布政司から各倉へ印票——これが債券となる——を發行したのである。この時予定された募集額は、蘇州布政司管下全域の義倉の備蓄、百三十餘万串の半分にあたる六十餘万串であつた。⁽⁵⁰⁾ これは後には三十七万五千八百両と記録されている。また、その元金は、半年を一期とし、全五期に亘る決算期のうち、第二期以降の四回に均分して償還され、一方利息は各期ごとの五回に分け、元金の残高に応じて支払われることになつてゐたようである。全省に亘るこのような実施方針を受け、豊備義倉に關しては次のような処置がとられた。すなわち、前述の一万六千両のほか、英洋十万元を錢莊で六万七千八百両に易えてこれに加えると八万三千八百両となるが、これは、あたかも當時の豊備義倉の備蓄分の五割以上に相当するので、これをもつて、この公債の購入資金と見なすこととしたのである。ただし、この決定は、豊備義倉の側の自主的な判断によるものと言うよりは、むしろ布政司の側の一方的な決定を押し付けられたものであつたら

う。なぜならば、他の州県の義倉には利息が支払われるのに対し、豊備義倉の場合は、全体の約二十二ペーセントにも当る大口の金額を負担させられ、しかもそのうちの多くは、次に述べるように、無利息と同じ状態となつたからである。

ここで前の光緒二十五年（一八九九年）九月の義倉紳董の呈文に戻つて、「以陸萬柒千捌百両印・小票、……按期分別発還本息銀両」とあるのは、次のような事を述べているものである。さきの債券に当るものは、一万六千両の分と六万七千八百両の分とが別々に発行され、しかもそれぞれが印票と小票とに分れていた。印票（大票ともいいう）は元金の償還に関するもので、一枚ずつ発行され、各決算期に倉から籌餉局に提出して元金の残高（すなわち未償還額）の記入を受けるものである。他方の小票は利息の支払いに関するもので、五枚ずつ発行され、各決算期に利息の支払いと引換えに一枚ずつ籌餉局に返納するようになつていていたようである。ところが、一万六千両（以下これをA項と呼ぶことにする）の分の印票と小票とは、他県の倉と同じく、豊備義倉自身で保管し、利息を豊備義倉が実際に受取ることになつていていたのに反し、六万七千八百両（以下これをB項と呼ぶ）の分の印票と小票とは布政司庫に保管され、元金こそ償還されるが、利息は籌餉局が使用するということになつたのである。豊備義倉の分担額はとりわけ大口であり、しかもすでに布政司庫に預けられていて、布政使が即座に転用することのできるまとまった資金であったには違いないが、なぜこのような豊備義倉にとって不利な決定が、豊備義倉のB項についてだけなされたのであろうか。その理由はいま明確ではないが、布政司に対し密接な、ないしは従属的な豊備義倉の立場がその前提条件となつていて、ここに表われているとは言えないであろうか。

次に、光緒二十五年九月の呈文中に「以司庫收存積穀銀、……每月柒釐起息」とあるのは、次のようなことを指しているものである。さきの条件に従い、A項の元金は、第二期末の決算日である光緒二十一年（一八九五年）十一月十日付で、第一回分四千両が籌餉局から償還され、ひきつづいて、翌二十一年五月十日、同年十一月十日、二十三年五月十日にそれぞれ第一、三、四回分、各四千両が償還された。⁽⁵⁴⁾しかし、それらは豊備義倉には返還されず、布政使の裁量によつて、やはり布政司付置の機関である商務局に送られ、商務局から公司（これについては後述する）に貸出されることになった。これは「局解積穀銀款」と呼ばれている。⁽⁵⁵⁾なお、利息は籌餉局扱いであつた時と同率の一ヶ月につき○・七ペーセントの率で、これは商務局を通じて豊備義倉に支払われることになつていた。そして光緒二十三年（一八九七年）十一月十日の決算以後は、A項の全額一万六千両に対する利息が、商務局から布政司を通じて豊備義倉に支払われている。⁽⁵⁶⁾呈文の後半は、豊備義倉が光緒二十五年（一八九九年）五月の決算による利息を受領した旨を報告したものである。

他方、呈文では触れていないが、B項の方も、A項と並行して、第二期末の決算日に、全額の四分の一に当る一万六千九百五十両が第一回分として償還された形になつてゐるもの、これもやはり商務局に回されており、その利息七一一兩九錢が、光緒二十二年七月、蘇州布政使から義倉紳董への照会中に於て倉に通知されている。その文面は次のようであつた。⁽⁵⁷⁾

為照會事、（中略）、茲查、提借前項積穀銀兩應給第三期息銀、扣至本年五月初十日止六個月、核該息銀弐千壹百參拾伍兩柒錢、應於商款息銀款內動支、其第二期應還本銀壹萬陸千玖百伍拾兩、借撥商款公司済用、計自上

年十一月十一日起、至本年五月初十日六個月、核該息銀柒百拾壹兩玖錢、已准商務局解司、自心一併動放、即於局解積穀息銀款內、照數動支、核計共給息銀貳千捌百肆拾柒兩陸錢、作為局用、由司另款存儲、至心還第三期本銀、業已照案解交商務局、借撥公司濬用、除於七月初八日當期動放作收外、合就照會、為此照會貴紳、請煩查照施行、須至照會者、光緒二十二年七月 日 薩憲照會

右の文中の数字（銀圓）を整理するべく

未償還分（息借商款本銀） $67800 \times 3/4 = 50850$

その利息（商款息銀款） $50850 \times 0.007 \times 6 = 2135.7$

第一回償還分（第二期忘還本銀） $67800 \times 1/4 = 16950$

その利息（局解積穀息銀款） $16950 \times 0.007 \times 6 = 711.9$

利息の合計 $2135.7 + 711.9 = 2847.6$

したる。未償還分の利息はもじゅんと籌餉局で使われるものであった。したがつて「おひりや合計」、「八四七兩六錢」と「局用と作為す」と記載の場合の「局」⁽³⁾とは、當然籌餉局を指すものと解すべきであらう。また、右の文中にもあるふれど、第一回償還分がやはり商務局に回わたるが、第三回、第四回の分につけては記録がない。

いひゆえ、「息借商款」の償還金を商務局に回わたる措置は、豊備義倉の分につけてだけとられたものではなかつた。

光緒二十二年（一八九七年）に蘇州布政使から豊備義倉紳董に照會文が送られた。その中に、やきに蘇州布政使

から両江總督劉坤一に呈出した照会文の写しとして、次のような一節がある。⁽⁶⁾

查絲紗兩廠應以招集商股為要、現在商股既未招集、僅恃此區區積穀尾款、何能濟事、矧此款為備荒要需、前已批明、昨錫廠行本不敷、請借積穀公款銀伍萬兩、由商務局詳請核示前來、（中略）、現計前四期積穀借款、除黃宗憲借銀貳萬兩、錫廠借銀伍萬兩、其餘均為該兩廠所借、為數已鉅、商股既無應者、勢必籌還無期、此項積穀尾款、似不得不暫留以備緩急、自應由商務局轉商陸紳、設法趕招商股、以維廠務、此案為兩廠扼要辦法、所有積穀尾款、應暫存司庫、一面移解商務局、與陸紳妥籌招股之法、以期股分速集而免廠務中輒、是為至要、繳等因到司、除移商務局遵辦外、惟查、息借案內提借積穀公款第五期共應還本銀玖萬參千玖百伍拾兩、奉准暫行借撥錫廠銀伍萬兩、其餘銀肆萬參千玖百伍拾兩、批飭暫存司庫、此項公款係各州縣合共之數、分而計之、則自數千以至數百兩不等、若者應湊借紗廠、若者應存留司庫、未能強為区分、以前第二三四等期還本銀兩、全數解交商務局、暫借公司濟用、各屬來司具領、即以此語批答、應得息銀、由局按期提取、解司給領各縣、一律尚無異議、今第五期、以強半借与紗廠、款屬衆共、息歸誰領、以尾款暫存司庫、借未收歸不能即還、此中難免參差、闔屬公款人皆得而藉口、設各屬以辦理未能劃一、請示作何批辦、即經咨請商務局、籌議妥善辦法、復司核辦去後、茲准復、稱籌餉局底簿息借積穀款內、蘇城豐備義倉共借銀捌萬參千捌百兩、數為各屬之冠、且豐備義倉之款、本係寄存司庫、並不起息、所有前項銀肆萬參千玖百伍拾兩、似可就數先行收還、将来各屬領息、仍可按數分給、免得區分為難等因前來、復查此項積穀尾款、奉飭暫存司庫、現准商局議、將此數收歸三首縣豐備義倉之項、右の文は次のような事情を述べているものである。すなわち、布政司を経て籌餉局に出資させていた「息借

「商款」は、布政使管下全体で計三十七万五千八百両であったが、第四期末までに、その元金の四分の三が籌餉局から償還され、第五期末の決算時に、元金の四分の一に相当する九万三千九百五十両が未償還分（これを「尾款」と呼んでいる）として残っていた。既償還分は商務局に回され、そこから諸公司に貸し出されていたが、その内訳は、蘇經絲廠と蘇綸紗廠とに計二一万一八五〇両、業勤紗廠（文中で錫廠と呼ばれている）に五万両、吳興絲廠（文中で黃宗憲とあるのがそれである）に二万両であった。今回償還分の九万三九五〇両は、そのうち四万三九五〇両を豊備義倉の名義の下に寄存司庫の形に戻し、残りの五万両を無錫の業勤紗廠に追加融資することにした。これは布政使の裁量によるものである。豊備義倉分の四万三九五〇両は、出資機関に「息借商款」が戻った初めての例であつて、他州県および豊備義倉の残りの出資額（A項の一万六千両とB項の一萬三八五〇両）は、この時までにまだ商務局に回されたままになつてゐるのである。蘇州布政使管下全土にさきがけて豊備義倉に一部分にせよ返還された（もちろん寄存司庫の形においてではあるが）のは、B項の利息が倉に支払われないことになつていての斟酌されたためとも思われるが、ここで注目すべきことは、右文中に「豊備義倉の款は本と寄存司庫に係り、並びに利息を起さず」と言つてゐることである。B項の利息を籌餉局で使うことは、布政使にとっては寄存司庫の状態と異なるものと意識されていたと思われる。したがつて、さきの四万三九五〇両を寄存司庫の形に戻すというのは、後にも見られるように、布政使が、豊備義倉の資金を他に転用するのに、より便利な形にするためのものではなかつたであろうか。

ここでまた豊備義倉に戻らう。さきに返還された四万三九五〇両は、そのまま救恤用に備蓄されたのではなかつ

た。早くも翌光緒二十四年（一八九八年）六月には、豊備義倉は、商務局を通じて寄存司庫分二千両を溧陽県知県楊に對し融資させられている。⁽⁶⁴⁾つづいて二十五年十一月には陽湖県知県李に對し三千両、その後、時期ははつきりしないが、常熟県知県朱、寶山県知県馬に對しても計五千両、四者合計で一万両を融資させられている。この利息はやはり「局用」に使われる。これらの融資の使途は不明であるが、前述の光緒十八年（一八九二年）の丹徒県や溧陽県への貸出しのように、やはり賑濟資金であったのではなかろうか。

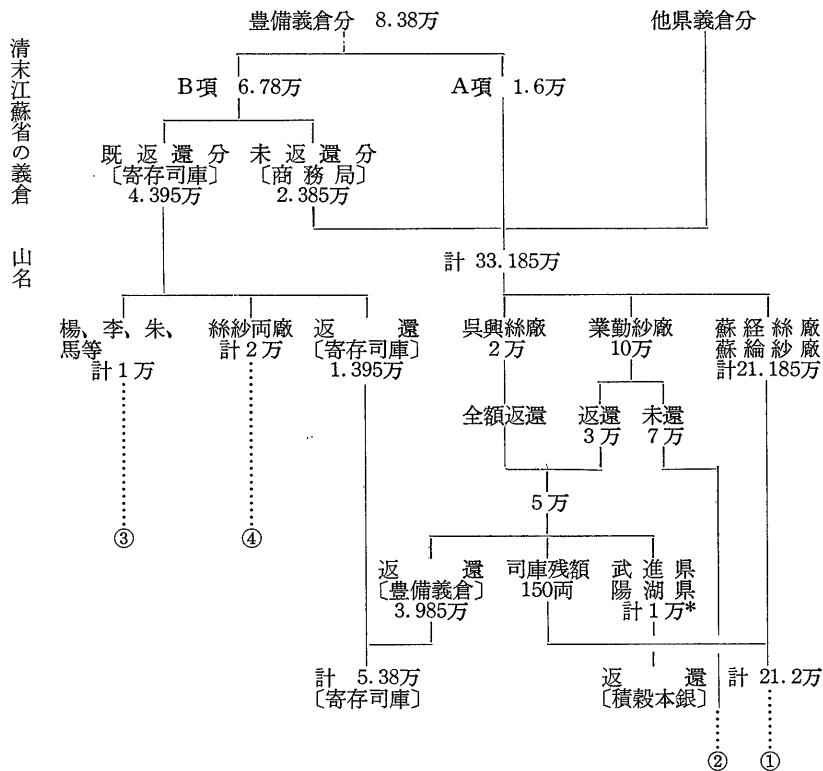
いずれにしても、息借商款は、償還されたと否とを問わず、もはや豊備義倉や他州県の義倉の意のままとはならず、布政使の都合によつて、自在に商務局を通じて各方面への融資に使われるようになつてゐるのである。以下、光緒二十九年（一九〇三年）十月までの、豊備義倉分を中心とした息借商款の動きを図示すると、表Ⅲのようになる。⁽⁶⁵⁾

すなわち、光緒二十九年十月現在、豊備義倉に関して言えば、全出資額八万三八〇〇両のうち、五万三八〇〇両が寄存司庫の形に戻り、あの三万両が他県の分とともに商務局の扱いに残されている。

さて、表Ⅲに示した未返還分はどうなつたであろうか。

光緒二十九年十月十六日付の兩江總督の命によつて、未還の積穀（ここでは息借商款を指す）は、一律に、以後、利息を停止し、元金を十年年賦で返還すべきことが定められた。⁽⁶⁶⁾これを受けて蘇州布政司では、表に①で示した分については、元金を十年に均分して返済し、元金完済後に、二十九年二月までの利息を二回に分けて支払うことにして、表に②で示した分は、はじめ三回に分けて返済する予定であったのを変更して、これも十年年賦とした。

表III



結局①②を合せた年返済額は「三万八千二百両となる。③の項目は「虧欠交代公款」とも呼ばれ、また「各任内の息借の股本に改作せる共に銀壹萬両は、均しく事故に因り虧累を交卸す」とも説明されている。賑災資金に貸出したものが返済されずに、虧欠として後任の各知県に引継がれたものと思われる。なお、表中*を付した武進・陽湖両県への一萬両も、兩県が光緒二十七年に沙州の賑災に使つたものであるという。以上の①②③の項目は、いずれも十年年賦で商務局を通じて布政司庫に納められ、そこから各県へ、その出資額に応じて返済されることになった。その返

濟は、②については業勤紗廠がみずから行なつたようであるが、①については費承蔭なるものが請負うことになつた。⁽²⁶⁾これは、もともと祝承桂なるものが請負つていてそれを、祝承桂の資金繰りが行きづまつたので、引継いだものである。費承蔭と祝承桂とはともに錢莊の經營者ではないかと思われる。そして③の返済も結局費承蔭が請負うことになった。いかなる制度的根拠にもとづいて、このようなことを行ないえたのか不明であるが、ともかく、布政司ではこれら知県への融資分を両廠への出資分と見なし、その返済を費承蔭に肩代りさせたものと思われる。

最後に、表中に④で示した絲・紗両廠への融資二万両について、説明を加えておこう。これは祝承桂から費承蔭が引継いだ際に、義倉紳董と費念慈とが保証して、寄存司庫の分から出して費承蔭に融資したものである。⁽²⁷⁾この時、同時に布政司庫から「各年南米款」五万両と「局存滾餘款」三万両との計八万両を費承蔭に融資している。すなわち、豊備義倉の「寄存司庫積穀銀」は、右の布政司庫自体の款目とともに、布政使が融通できる、いわば公款の一種に数えられていたのである。⁽²⁸⁾

以上のように寄存司庫積穀銀の設置、その息借商款への転用、さらにその償還金の商務局への転用、また義倉への返済状況等を見つくると、およそ次のようなことが言えるであろう。

豊備義倉の積穀銀は、一貫して、蘇州布政使管下の他州県の積穀銀と同一原則のもとで、布政使によつて運用されていた。村松論文においては、寄存司庫や息借商款への転用が、豊備義倉についてだけの措置のように解されてゐるが、実はこれは個々の州県を超えて布政使管下の全域に亘つて実施されたのである。ただ、豊備義倉の分は、蘇州布政使管下に占める割合も大きく、他に比べてやや特別な扱いを受けたのであった。

ところで、各倉から一旦布政司庫に集められた積穀銀は、もはや各倉へ返還されることはほとんどなく、はじめは籌餉局を通じて息借商款へ、次には商務局を通じて各企業等への融資へと転用されてゆく。籌餉局や商務局は、その機関こそ違え、実際にはそれぞれ布政司に付置されているものであるから、これらの措置はすべて布政使の意のままに決定されていると言つてよいであろう。⁽²⁶⁾ 豊備義倉をはじめ、管下の各義倉にとつては、積穀銀が布政司庫に預けられているだけなら、まだしも賑災の時にかえつて他の州県の分からも融資を受けうるという便宜があつたであらう。しかし、それが息借商款に回されるに及んでは——その利息こそなにがしか受取ることが期待できたものの——救恤のための緊急な需要に当たることはできなくなってしまつてゐる。また、せつかく豊備義倉分として寄存司庫の形に戻された分も、再度その一部が企業に追加融資させられてゆく。

このよう見えてくると、豊備義倉をはじめ各州県の義倉の出資にかかる「積穀銀」は、常に一方的に布政使の恣意のままに運用されているように見えるが、果してそれのみであらうか。なるほど直接に命令を発動するのは布政使であつたかもしれないが、その命令は、豊備義倉などに利害をもつてゐる紳董ら一部の社会層の意志をなにがしか反映していたのではなかろうか。

たとえば、さきに述べた豊備義倉分から絲・紗両廠に追加融資された二万両について、もう一度見てみよう。

光緒二十九年（一九〇三年）十一月二十四日付の蘇州布政使効曾から豊備義倉紳董あての照会文⁽²⁷⁾には、

因包辦蘇經・蘇綸兩廠之祝職商活本不敷周轉、淮貴紳等暨費紳念慈先後呈請、借領公款銀十萬両、出具保結、力為擔承、由司稟明院憲、設法借撥、並在收歸義倉積穀款內、湊放銀二萬両、

とあるが、これは、祝商の行きづまりによつて融資金が貸し倒れになるのを防ぐため、豊備義倉の寄存司庫の款目から一万両を出すことを呼び水として、布政司庫にある他の款目八万両の融資を紳董たちが取りつけたものと解することができる。この時保証人となつたのは、豊備義倉紳董の一人吳景萱と費念慈とであつた。⁽⁷⁸⁾ 祝承桂を引継いだ費承蔭と費念慈との間に何らかの族的関係があつたのではないかとも推測できるが、今は明らかでない。⁽⁷⁹⁾

村松氏は各企業等への融資を「官吏による義倉財産の侵蝕」ととらえ、「その結果新らしい役割への転換の路はいよいよ堅く閉ざされたとも言いえようか」（一七〇頁）と結論されているが、私の見方はこれと異なる。融資は、たしかに結果的に義倉財産そのものの侵蝕にはなつたかもしれないが、そこにはむしろ、義倉を支えている社会層全体の利益を増幅する意図が藏せられていたと言えるのではなかろうか。

豊備義倉儲存の資金が、蘇州の有力者にとって、どのようなものとして考えられていたかを示す別の例として、李文忠公（李鴻章）碑の建立への融資がある。

光緒二十九年（一九〇三年）二月、蘇州の紳士三十名は連名で蘇州布政使陸元鼎に上申し、布政司庫に寄存されている豊備義倉名義の銀三万元のうちから、五千円を貸出して、李文忠公碑の建立資金八千元中的一部に当てるよう請うた。⁽⁸⁰⁾ これは許可され、五千円が融通された。その返済には、蘇州で義捐を募つて当てることになつた。⁽⁸¹⁾ しかし返済はなかなか実行されなかつた。そのため、光緒三十年三月には、義倉紳董の潘祖謙から布政使に次のような願いが出されている。⁽⁸²⁾

請、將現存憲庫英洋二萬五千元、一併發交紳処具領、或存典舖、或存錢莊、議明若干起息、以期子母相生、即

將所收利息洋元、隨時由倉專款存儲、統俟歷年息款積有五千元之數、連同本洋一萬五千元、共合成洋三萬元、全數無缺、将来或再寄存憲庫、或仍存典・錢各舖生息、屆時另行請示辦理、

すなわち、五千元の補填のために、布政司庫から二万五千元を引出し、それを豊備義倉が典當舗あるいは錢莊に預けて利息を生ませ、元利合計三万元になるのを待つ。三万元になった暁に、寄存司庫の形に戻すか、引続き典當舗等に預けておくかを決定する、というものであった。「寄存司庫」は「存典生息」等に比べ、豊備義倉にとって決して望ましい形ではなく、紳董らの蘇紳がこれを「存典生息」に移行させようとしたことが推察される。

この案は実施されるまでもなく、五千元は宣統元年（一九〇九年）に義捐が集まって完済されている。⁽⁸³⁾ このいきさつに見られるように、豊備義倉の寄存司庫の款目は、蘇州の有力者である紳士地主層からも、差当り利用できる公金の一つとして目をつけられていたものと思われる。

おわりに

清末の一義倉である豊備義倉の活動を、以上の如く瞥見した結果、次のように結論することができるであろう。

一、豊備義倉は、一面において、従来の義倉本来の機能として、限定された地域の中で、救恤施設としての役割を果している。蘇州内外の安寧秩序を保つためにも、救恤活動は必要であった。それが広い意味での地主支配の一環をなすという意味をもっていたことは言うまでもない。

二、義倉の基礎をなす義倉田の設置は、特定の地主集團の土地所有と密接な利害関係を持つていたと推測される。

清末になつて、地主集団の義莊が急増してゆくことは、既に蘇州府昭文県について指摘されていることであるが、⁽⁸⁴⁾

長洲・元和・吳各県についても同様の傾向が推測される。さきに挙げた潘氏においても、松鱗義莊と並んで、一族

の潘曾沂

(表 I 参照)

が豊豫荒備倉（豊豫義莊ともいう）なるものを創設している。

そして、

これらの義莊を補強するものとして、また、義莊を形成しない個々の地主をも糾合する手段として、豊備義倉のようなものがあつた

のではなかろうか。すでに村松氏は「殊によると義倉のもつてゐる財政上の特權と結びついて、一部は偽装された包攬に過ぎぬ部分をふくんでいたのかも知れぬ」⁽⁸⁵⁾として、義倉田設置の意義を推測しておられる。この点は更に実証的に追究していかなければならぬであろう。その一端として、次のことを指摘しておきたい。第一節で見たよ

うに、潘氏の松鱗義莊田の中に、豊備義倉田と図、さらには坪までをも同じくするものがある。このような田は、もし村松氏の言われるような包攬が行なわれたとすれば、その便宜を極めて受けやすい位置にあつたものと言えよう。

三、しかしながら、豊備義倉の存在の意義は、村松氏が指摘されるような収租の面だけに止まらなかつた。豊備義倉の積穀について蘇州の城内・城外への米穀の移送が行なわれる場合、常に、義倉から牙釐局に対しても釐金を免除してくれるよう申請が出されている。次にその例を示そう。

新穀を採買する場合の例。⁽⁸⁶⁾

為申請事、（中略）、茲擬選派司事、攜帶局・県会印護照、前赴無錫・江陰等処、採辦新穀壹萬石、陸続運蘇到倉收儲、應請憲臺札飭、經過各釐卡驗明免捐放行、平糶のために倉穀を無錫等に精米に出す場合の例。⁽⁸⁷⁾

蘇地賣坊既少、出米尤遲、（中略）、擬即於本月十六七日、趕將倉穀陸統運赴錫金賣坊、碾米碓臼、運回蘇城、所有往返米穀各船、均給義倉鈐印護照為憑、應請憲台迅賜札飭、自蘇至錫經過各卡、驗明倉照、照案免釐放行、これらの移送に便乗して、米行（穀物問屋）等が私貨を割り込ませることも可能であったと思われる。光緒三十一年（一九〇七年）三月五日の、元和縣から義倉紳董への照会に、江蘇巡撫の命として、

經過各釐局、驗明護照米數相符、立即放行、不得留難阻滯、亦不准次帶^無弊致虧要需、

とあることなどは、そのような便乗が行なわれたことを窺わせるものである。とくに豊備義倉の平糶においては、

將義倉積穀出陳易新、發行賣米、減價^{マサニ}消售、以濟閩閩、奉經飭伝三邑各米行、會議遵辦給諭、赴倉領穀、賣米分發各舗、插標消售在案、

とあり、また、

飭令無錫存米行棧、裝運來蘇、沿途釐卡驗照放行、

とあるように、米行の機能が利用されることが多かつたと思われるので、米行による便乗は容易であったであろう。

一般に、義倉の運営に伴なう大規模な米穀の移動は、むしろ、米行が自己的営業において釐金を免かれるための絶好の口実として利用されたのではなかろうか。

四、豊備義倉の運営には、布政使が強い指導力を發揮している。義倉はあたかも布政使という行政権力に附屬する一機関であるかのように見える。しかしながら、義倉は、布政使司の賑災という行政的機能のためのみの存在に止まらなかつた。むしろ、清末における豊備義倉など各倉の存在意義は、それが布政使司の財政的、ないしは、敢え

て言えば営利的行為の一環として機能していたことにある。

たとえば、平糶に於て見られたように、布政使は漕糧（銀）を一時放出し、後に回収しているが、このような過程において、なにがしかの利潤を追求することは可能であったのではあるまいか。また、義倉から布政司庫に預けられた「積穀銀」は、本来の使途を離れ、布政使司を通じて様々な方面に、融資という形で、流用されてゆく。

五、しかしながら、義倉財産としての「積穀銀」ないしはそれが姿を変えた「息借商款」は、同時に、蘇州の有力者層からは彼等の共有財産としての「公款」と考えられており、この「公款」を布政使の施策に提供し、それを権力として布政使の手許にある他の款目をも、彼等の私的目的のために動かすことが可能だつたのではないかと推測される。

以上に述べてきたことによつて、蘇州の有力者集団としての紳土地主層と布政使司とは、相互依存の関係にあり、その限りで、在地のいわば「民間」有力者集団によつて形成されてきた社会的権力は、布政使の地方行政権力と一体化しつつ、みずから利害をこれに代行せしめるという歴史的状況を進展せしめつた、と言うことができるであろう。そして、豊備義倉はそのような機能を具体化する場の一つであつた。このようにして蘇州の有力者集団は、豊備義倉という在地性に基づく機関を維持しながら、それを通じて、より広い地域に営利機能を拡げうる機会をも持つたのである。

註

(1) 『長元吳農備義倉全案』潘遵祁編、同『統編』吳大根編、同『三統編』潘祖謙編。前二者は靜嘉堂文庫所蔵のもにより、『三統編』は東洋文庫所蔵のものによつた。なお、

『農備義倉全案』は東洋文庫にも蔵するが、卷一上の末尾
83—85丁を欠く。
(2) 村松祐次「清代の義倉」（『一橋大学研究年報、人文科学
研究』11、一九六九年）。以下、これを村松論文と略称す

る。なお、村松氏はこの論文の中で、畿輔義倉、豊済倉、辰州府義倉、豊備義倉の四つの義倉ないし義倉群を取扱つておられる。

このうち辰州府義倉については、このほかに福田節生「清末湖南の農村社会(1)」—『辰州府義田總記』の場合(『福岡女子短大紀要』第8号、一九七四年)、同(2)—『辰州救生局總記』の場合(同、第10号、一九七五年)がある。

村松氏のねらいは、義倉を「典型的な王朝官僚專制体制の一環として、その機構や機能」を静態的に問題にするのではなく、義倉を「もとと変動する社会の実態にかかるものとして、或はむしろそれを探る手がかりとして、問題にして、或はむしろそれを探る手がかりとして、問題に直す」(七八頁)ことにあつた。私の視点もその限りでは同じである。ただ、村松氏の論考は限られた紙数の中で四つの義倉を扱い、しかも論点が多岐にわたつていて、史料の紹介にとどまつたきらいがある。

私は本稿において、豊備義倉がいかなる社会層の手によつて成立し、いかなる目的のために、その機能を果したかに視点を据えて考察しようと思う。

(3) 豊備義倉という名そのものは、村松氏の紹介にある如く、道光五年に陶澍が安徽省に於て創めた義倉網の名として登場しており、林則徐は、陶澍の発想を受け継ぎ、蘇州と江寧(南京)に同名の義倉を創建したのである(『村松論

文、一四二—一四四頁)。

(4) この変化を要約したものとして、潘遵祁が『豊備義倉全案』卷一に記した前文の一部を左に示しておく。

義倉初設在〔江蘇巡〕撫署、出納官主之、紳士不与、
〔中略〕、經亂倉廩、收租猶循其旧、越三年議、度地建
倉、乃請為官紳会辦之法、冬春則會辦收租事、夏秋則
董事典守之、

(5) 『大阜潘氏支譜』(潘承謀等重修、光緒三十四年序)卷十八、志銘伝述三、「誥授奉直大夫員外郎銜升用 主事内閣中書補之潘君墓志銘」馮桂芬撰。

(6) 『大阜潘氏支譜』卷一、世系源流図、世系図一之四、
「敷九公支四房貢湖公支」による。

(7) 同、卷十八、志銘伝述二、「西園潘君家伝」。

生卒年は嘉慶十三年(一八〇八年)—光緒十八年(一八九二年)。道光二十五年(一八四五年)に進士となり、翰院編修を授けられた。なお、潘氏は、かの馮桂芬と密接な関係があつたものと思われ、馮桂芬は、註(5)の伝の他にも数篇の文を『大阜潘氏支譜』に寄せている。豊備義倉の再建に馮桂芬と潘遵祁が力を合せたのも、そのような関係がもとになつたものであろう。なお、「西園潘君家伝」は俞樾の『春在堂全集』には収録されていない。

(8) 松鱗義莊は元和原半一九都利一上圖にあつた(『大阜

(潘氏支譜) 卷十九、義莊紀事、「松鱗莊図」。

(9) 『大阜潘氏支譜』卷十九、義莊紀事、「掌莊莊正莊副支

總題名」。

(10) 「大吏於收復蘇城時、錄君前勞、請加獎敍」は、光緒

二一年の賑災について言つたものでないとも読み取れるが、
民国『吳縣志』卷六十六下、列伝四、潘遵祁の条に、

凡芻穀一万三千石、錢一万四千緡、全活無算、大吏錄

其勞、奏請獎敍、有旨賞翰林院侍讀銜、

とあって、獎敍がこの賑災に基づくものとしているので、
いまこれに従つておく。

(11) 『豐備義倉全案』卷一上、84、吏部奏稿。

(12) 本文に述べるように、これは寄捐された田地の畝数を、
獎敍に便利なように銀両に換算したものであつて、銀両で
寄捐されたものについて言つてはいるのではない。

(13) 『豐備義倉全案』卷一上、12、「為義倉辦有章程、呈請

彙奏、以垂永久事」。

(14) 松鱗義莊田の所在地は『大阜潘氏支譜』卷二十一、

義田記、により、豐備義倉田のそれは『豐備義倉全案』
卷一、田額実數、による。

(15) 潘氏一族の田がその「所有權」を完全には否定されな

いまま、豊備義倉田として登録されている可能性も考えら
れる。

(16) 村松論文、一七七頁、参照。

(17) 統編、卷四、48。

(18) 三統編、卷九、19。

(19) この典當公所は、光緒元年より、豐備義倉や書院がそ
の公款を典當鋪に預ける際に蘇州城内外の諸典當鋪を取り
しきつて、適宜にその公款を割り振つて分担させる役目を
果してゐる。『豐備義倉全案』卷六、18、の記録の一部を左
に示す。

撫蘇郡紳士潘編修等呈、称、書院義倉發典生息存款、
現有宝泰典款閉、繳還原存壹分武厘之款、應由公所攤
派各典領存、以後如再有書院義倉發典及歇閉收回存款、
逕由經董送至典商公所、攤派生息、呈乞轉行諭飭各典
商、

錢業公所と典當公所との関係は明らかでない。あるいは
二つの機能をもつ同一の公所かとも思われる。

(20) 『益聞錄』第一〇一号、光緒七年四月二十四日（李文治
編）『近代中國農業史資料』第一輯、三聯書店、一九五七
年。のち大安影印、一九六七年、二八八—二八九頁、参照)。
なお、この「蘇紳公呈」には、潘遵祁の一族である潘曾璋、
潘祖同も名を連ねている。

(21) 註(80)に掲げる紳士の多くが含まれている。なお、
表II中の陶治元、徐芬は、それぞれ、民国初年には地主の

聯合団体である田業会の会長、副会長になっていたという。

小島淑男「清末の郷村統治について——蘇州府の区・図董を中心にして」(『史潮』88、一九六四年)、二四頁、二七頁、参照。

(22) 当時、豊備義倉は無錫で米穀を採買していた。註(91)の呈文参照。

(23) 「豊備義倉全案」卷八、12、同治十三年(一八七四年)八月、義倉紳董より江蘇巡撫宛の呈文。一部を左に示す。

同治十年冬、蘇城飯粥廠經費不敷、呈請於義倉租息項下、每年酌提錢貳千串、協濟粥廠、著為定例、奉撫憲

批准立案照行、即於十年分始、歷屆冬令、由義倉提錢貳千串、逕交程紳釐清、以資煮賑、各經報銷在案、茲

查、義倉開辦以來、每年採買穀石、其至陳之穀、已及八年之久、平時督飭司事妥為照料、並無損壞、惟歲積愈久、陳陳相因、難免虧耗、不經試用、於心實有未安、至推易之法、更恐滋弊、是以未敢輕動、因思粥廠需用者(煮?)米、擬請於每年協貼之款、改為放穀貳千石、

(24) 編、卷五、前文。

(25) 三統編、卷六、16。

(26) 光緒二十七年(一九〇一年)十月に義倉紳董から布政使陸元鼎に宛てた呈文(三統編、卷六、8)に、

蘇城粥局、向來豊備義倉錢穀並撥、非專撥錢文一項、

縁該局本須購米煮粥、而倉廩撥給存穀、藉可推陳易新、原屬一舉兩得。

とある。

なお、「推陳出新」とは、本来、「古い中から新しい工夫を考え出す」(井上翠著『中國語新辞典』江南書院)の意であるが、この語は往々にして義倉関係の記事に於て「推陳易新」の意に用いられている。

(27) 「豊備義倉全案」卷一上、12。

(28) 註(23)参照。

(29) 編、卷五、44。

(30) 同、卷五、51、に光緒二十三年(一八九七年)に、義倉紳董より布政使宛の呈文に、次のように言っている。

擬照光緒八、九兩年、陸續贍糶、於推陳之中、寓平價之意、

(31) 義倉あるいはそれに類似する施設においては、元來、推陳易新を行なわねば倉穀の腐朽が避けられず、行なえば錢穀の出入に伴なう不正を免かれ難いという、一律背反がつきものであった。このことは先学によつて既に指摘されていることである(今堀誠一「宋代常平倉研究」(上・下)『史學雑誌』56—10、11、昭和二年。村松論文、一四三頁)。ただし、そのような普遍的な問題が、それぞれの時代の歴史的の条件の下に、いかなる具体的な問題として現われかを検討することが必要であろう。

(32) 村松論文、九九—一二二頁、参照。ただし、村松氏は豊済倉における倉穀の出入については、立入って触れておられない。

(33) 『重建豊済倉圖案』不分卷、6。

(34) この割合は、章程を決定する段階において、さらに漕運總督の命により、五割と改められた(同、11、清淮同善局より豊済倉宛の轉飭)。

(35) 同、27。

(36) 三統編、卷三、49。

(37) 『豐備義倉全案』卷七下、1、同治八年七月、蘇州府より長洲・元和・吳縣宛の照会。左にその一部を示す。

七月初五日、奉布政使張〔兆棟〕札、開、照得長元吳三縣応捐積穀経費、前拵稟奉撫憲批准、於七年冬漕串内、加截帶收、隨事稟請、飭發公正紳董、買穀建倉存儲等因、即經行府飭遵在案、

(38) 同、卷七下、47。

(39) 編、卷一、23。

(40) 同、卷四、3、光緒七年十一月、義倉紳董より三縣宛の呈文。その一部を左に示す。

為三邑附存豐備倉穀全數清還事、案奉前撫憲批發長元吳三縣、同治七年冬漕串内、加截帶收積穀経費、交義倉紳董、收儲糴穀、並發当生息、歷屆每年三月、將儲

存穀数目、造冊呈報備案、通詳在案。(中略)茲因三邑總倉貯座寛余、應將附存豐備倉穀、繳還總倉、以清款目、現於本月初旬、將除耗穀柒千伍百參拾參石、如數清還、兩處倉儲、由紳一人經理、所有前項穀石、業經驗收歸入三邑總倉存儲、

(41) 三統編、卷八、8、に収められている光緒二十八年の平羅に際して出された呈文を左に示す。

為呈請查考事、奉

藩憲函諭並蘇州府憲照會、以蘇城米缺価昂、應設法碾米、分設十局、按段平羅、各等因、當即邀會各紳董、詳議章程、請酌提三邑倉旧存穀石、併歸豐備倉、碾米平羅、藉可推陳易新、呈、奉

藩府憲転詳

撫憲批准、照辦在案、

右
呈

元和
長洲
吳縣
正堂
紳董
金
呈

光緒二十八年九月十八日三邑總倉紳董
張
吳
呈

なお、三統編、卷三、49、には、三邑倉の積穀の採買に当つて、豊備義倉の印を借用していることが見える。三邑倉は、その実際の運営を通じて、事實上、豊備義倉の一部に他ならなかつたと言つてよいであろう。

(42) 統編、卷四、64。なお、註(53)参照。

(43) 三統編、卷五、1。なお、村松氏は、光緒二十七年に出されたほど同文のものを紹介しておられる（村松論文、一六八頁）が、解釈が異なるため、敢てここに取り上げる。

(44) 統編、卷四、52。原文の一部を左に示す。

茲拠義倉董事從一品封職分部主事吳紳大根声称、奉撫憲面諭、義倉息款、今年須留備要需撥用等因、查倉中歷屆所收租息、係置買穀石發典生息、遵照向章、分別辦理、現查、上年所收息錢貳萬數千串、若仍照舊發出、設遇要需、恐不能立時應手、因擬提存寄庫專款預備發用、除將款留備食用經費外、特屬卑職（ニ義倉委員朱江）備齊銀款、於四月初三日當期、批解憲庫寄存、計解式兩庫平足色寶紋壹万陸千兩正、

なお、當時江蘇省に通行していた銀両中に「二両庫平銀」は見当らない（宮下忠雄著『中国幣制の特殊研究』、昭和二十七年、参照）。いま記して後考に俟つ。

(45) 統編、卷四、54。

同、卷四、56。

(46) 同、卷四、57、蘇州布政使より豊備義倉紳董への照会。

(47) 本年徒陽兩縣被旱成災、已蒙恩旨、截留漕米、飭令籌辦賑撫等因、欽此、惟待賑甚亟、需款較鉅、現在開辦、伊始賑捐未集、截漕銀兩一時亦未能解到、查司庫現有

收存豐備義倉提解息款洋肆萬元、自應暫行如數借動、以濟賑需、仍俟收有振捐並截漕銀兩、即行歸還、一転移間、於振務有裨、於倉款無損、

(48) なお、ここに言う截漕は、前述の蘇州における平糶で見たような、漕糧からの一時的貸出しなのか、それとも返還義務を伴なわぬものなのか不明である。
（48）當時江蘇省には江寧、鎮江の四府および太倉州を管轄していた。『清國行政法』第一卷下、一三頁、参照。

(49) 統編、卷四、64。なお、註(52)参照。

(50) 同前、63、蘇州布政使より義倉紳董への照会に、
查、各屬積穀、本係民捐存儲荒年之用、近年秋收中稔、母庸提支、現在核計蘇屬各州府縣暨省城義倉存錢、約有壹百參拾餘萬串、均係存典生息、僉謂、此項捐錢同一生息、自可移緩就急、借濟餉需、議定酌提五成、合銀批解、照章墳給印票、予以息銀按期歸還、

とあり、また、『德宗實錄』卷三四六、光緒二十年八月癸丑の条に、次のようにある。

諭軍機大臣等、戶部奏、請飭各省息借商款等語、現在海氣不靖、購船募勇、需釀浩繁、息借商款、京城業經創辦、即著各直省督撫、偏諭官紳商人等、如有湊集貲本、情願借給官用者、准赴藩司閔道衙門呈明、即照

戸部辦法、議定行息、填給印票、其票鈐用藩司関道印信、填明帰還本利限期、准於地丁關稅項下、照數按期歸還、

(51) 三統編、卷五、17。なお後文参照。

(52) 村松論文、一五六頁、一六八頁、参照。なお、統編、卷四、64、義倉紳董より蘇州布政使宛の呈文には「將前項存銀壹萬陸千兩洋壹拾萬元、懇憲恩、飭發錢莊、核換庫平紋銀、作為息借商款」とあって、この両替が帳簿の上だけでなく、実際に行なわれたことを示している。

(53) 統編、卷六所収の光緒二十一年四月の決算報告(二十一年四月—二十一年三月の分)では、存錢の総計は一四万二九六千文餘、そのうち一二万七三三三千文餘(すなわち銀八万三千八百兩)が「息借商款」となっている。なお、この際、三邑總倉の分については、統編、卷四、64、に長元吳三邑積穀倉、共存錢陸千千文、亦係發商生息、為數無多、應請免其商借、實為公便、

とあるように、息借商款に回すことを免ぜられんことを願い、許可されている。

(54) 統編、卷四、71、74、77、80。

(55) 同前、75。

(56) 同前、77、78。

(57) 同前、85。

(58) 同前、75。

(59) 村松氏は、三統編しか見ておられないで、この「局」を商務局と解しておられるが(村松論文、一六八頁)、少なくともこの時点では商務局ではない。しかし、後文にも触れるように、これらの局はいずれも布政司と一体であるので、やがて、あまり區別して扱われなくなつてゆくようである。ただ、あくまでも、息借商款の利息は、商務局から布政司庫に支払われる建前となつていたようである。

(60) 統編、卷四、82—83。

(61) 三統編、卷五、17。

(62) 業勤紗廠については、村松論文、一九七頁、注一〇八、参照。

(63) 吳興糸廠については、村松論文、一九七頁、注一〇五、参照。

(64) 光緒二十五年刊の『溧陽縣統志』には、このころの知県として楊家驥と楊志立の名が見えるが、いまいづれがそれが当るか不明である。

(65) 光緒三十年刊の『常昭合志稿』卷十九、職官、知縣には、光緒十七年代理の朱鏡清と、十九年任、二十三年再任の朱秉成との名が見えるが、いまいづれが該當するか不明である。

(66) 民國十年刊の『寶山縣統志』卷十二、職官志、文職、

には、光緒十七年七月任として馬海曙の名が見える。

(67) 主として三統編、卷五、17、18等による。

(68) 三統編、卷五、17。なお、村松論文、一九七頁、注一

○七、参照。

(69) これの利率は月に五釐である。三統編、卷五、17。

(70) 同前、16。

(71) 同前、17。原文の一部を左に示す。

前溧陽縣楊令、陽湖縣李令、常熟縣朱令、宝山縣馬令
各任内息借改作股本、共銀壹万兩、均因事故交卸虧累、

(72) 同前。

(73) 村松氏は、この「股本」を、これらの知県の企業の株式と解しておられる（村松論文、一六八頁）が、「改作股本」とあるのは、絲・紗兩廠への出資分と見なす旨を言つたものではなかろうか。

(74) 三統編、卷五、22。同、卷九、11。

(75) 同、卷九、11によれば、絲・紗兩廠が業務を開始した時、すでに潘祖謙に対し、他の一人の義倉紳董である吳景萱、および費念慈とともに、「附名兼董」することが要請されていたのであるが、彼はこれを断わっている。費承蔭が祝承桂を引き継いだ際、義倉紳董の中では吳景萱のみが保証人に加わり、潘祖謙は加わっていない。なお、残る張履謙の態度は不明である。

(76) したがって、豊備義倉分のB項の利息を籌餉局で使うことにすると言っているのも、実は布政司で使うというこ

とに他ならないのである。このことが結局「並びに息を起さず」という事態を生むもどになつてゐると思われる。

(77) 三統編、卷五、22。

(78) 註（75）参照。

(79) 費念慈は武進県の出身、庚吉の孫、學會の子。光緒十五年進士。咸豐五年（一八五五年）に生れ、光緒三十一年（一九〇五年）に卒している。民国四年の序文のある『鄉鄰費氏武進支譜』の卷二、世表下に伝があるのである。

(80) 三統編、卷九、3—4。左に三十名の名を示す。

二品頂戴直隸候補道憲委孫、知州銜鑾先選用州同吳乃健、前署台灣布政使顧肇熙、中書科中書顧麟頤、員外郎銜候選主事費樹蔚、運同銜廣東候補知州程璋、四品銜記名知府刑部郎中潘祖年、鹽運使銜王立鰲、翰林院編修費念慈、二品頂戴浙江候補道陸鼎奎、五品銜翰林院檢討陸懋宗、二品頂戴分省補用道程增瑞、三品銜前奉天府府丞朱以增、二品頂戴廣東候補道朱咸翼、侍讀銜內閣中書尤先甲、三品封典吳韶生、內閣中書炳孫、甘肅補用知府候補同知直隸州彭福孫、三品銜候選郎中吳本齊、同知銜正任徐州府教授王亦曾、候選郎中費樹達、浙江候補知府王立勛、二品頂戴直隸候補道任之

董潘・張より長洲・元和・吳三県の知県宛の呈文。

- (81) 驛、候選運同吳本善、候選道江衡、知府銜江西即補同
知前靖安知縣姚景義、二品頂戴広東補用道葉樹芳、四
品銜議叙通判兩浙即補鹽經歷姚景沅、二品頂戴河南候
補道楊廷果、運同銜吳章煥、
三統編、卷九、11。
- (82) 同、11。
- (83) 三統編、卷十二、8。
- (84) 小林一美「太平天国前夜の農民鬪争」『近代中国農村
社会史研究』東京教育大学東洋史学研究室アジア史研究会
中國近代史研究会編、大安（のも汲古書院より復刊、一九
六年）、五五頁。
- (85) 『大阜潘氏支譜』卷十八、志銘伝述三、「潘功甫舍人
(=曾沂)家伝」。同、卷十九、義莊記事、「松鱗義莊記」。
村松論文、一四六頁。
- (86) 全案、卷五、1、同治六年（一八六七年）二月、義倉
委員沈璋宝より牙釐總局宛の申請。
- (87) 三統編、卷八、15、光緒三十二年（一九〇六年）五月
十一日、義倉紳董潘・張より蘇省牙釐總局宛の申請。
- (88) 三統編、卷八、39。
- (89) 三統編、卷八、39。
- (90) 統編、卷五、44、光緒八年七月、長洲・元和・吳三県
より義倉紳董宛の照会。
- (91) 三統編、卷八、37、光緒三十三年三月初一日、義倉紳

チャハル・八オトクとその分封について

森川哲雄

目次

- 一、はじめに
- 二、チャハル・八オトク
- 三、Dayan qayan の諸子分封とチャハル
- 四、チャハルのオトク以下の小集團に対する分封
- 五、おわりに

一、はじめに

チャハル Čaqar は一六世紀以降モンゴルの大ハーンの根拠地となり、かつてわゆる中期モンゴルの六万戸の一つに数えられる、重要な部族集団であった。このチャハル部の起源についてはすでに岡田英弘氏が「ダヤン・ハーンの六万戸の起源」(『榎博士還暦記念東洋史論叢』、東京、一九七五)の中で一つの仮説を述べられ、また和田清

チャハル・八オトクとその分封について

森川